

# 国立大学法人電気通信大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則

平成16年 4月 1日

改正

平成18年 4月 1日 平成26年12月 1日

平成18年 9月 6日 平成27年 3月26日

平成19年 4月 1日 平成27年 3月26日

平成19年12月 4日 平成27年11月25日

平成22年 7月21日 平成28年 3月23日

平成23年 3月29日 平成28年12月 1日

平成23年 7月20日 平成28年12月27日

平成24年 3月27日 平成29年 3月22日

平成24年 3月30日 平成29年12月20日

平成25年 3月22日 平成30年 3月28日

平成25年12月25日 平成30年 3月30日

平成26年 3月25日 平成30年12月19日

## 第1章 総 則

(総則)

第1条 給与規程第5条第4項の規定による職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 二 降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 三 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- 四 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 五 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- 六 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- 七 再計算 新たに職員となった日から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給（平成16年4月1日以前となるときは、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）を準用する。）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給とすること。

## 第2章 級別標準職務

(級別標準職務)

第3条 給与規程第5条第4項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験等欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験等欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「選考」の区分はその者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験等のいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められた職員に適用し、「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）及び独立行政法人（以下「国家公務員等」という。）に勤務する者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験に基づいて国有林野事業を行なう国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者となり、引き続き国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、次に掲げる場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合（職員の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格に基づき、その者を次項の規定を適用する方が有利となる場合を含む。）には、その資格に応じた区分によることができる。

一 一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

二 看護職本給表級別資格基準表の「准看護師養成所卒」の区分の場合

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験等欄に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴

免許の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある次の場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、次項に定めるところによる。

一 一般職本給表(二)級別資格基準表の備考第3項に規定する場合

二 看護職本給表級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

2 別表第2の級別資格基準表の備考に規定する免許所有職員等の経験年数の取扱いについての「別段の定め」は、次に掲げるものとする。

一 免許取得の時期が遅延した者についての取扱いとして、経験年数が免許を取得した時以後のものとしてされている職員で、当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情(本人の都合による場合を除く。)によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって、当該免許を取得した時とみなすことができる。

二 免許取得前の経歴についての取扱いとして、看護職本給表の適用を受ける職員のうち、看護師であって免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、次の表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の8割の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

職 員	経 歴
看 護 師	准看護師の業務に従事した経歴(看護職本給表初任給基準表の備考第3項の規定の適用を受ける者にあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴)

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

一 第16条の規定の適用を受けた職員及び第17条第一号又は第二号に該当し、同条

の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して、包括的に学長の承認があったものとされる場合を除き、その都度学長の承認を得て定める期間

二 第23条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、包括的に学長の承認があったものとされる場合を除き、その都度学長の承認を得て定める期間

三 降格した職員（初任給基準を異にする異動により降格した職員を除く。）又は退職の日若しくはその日の翌日再び採用された職員 当該降格又は退職前においてその職務の級以上の職務の級に在職していた期間

2 在級年数の計算は、月を単位として行うものとする。

#### 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

（新たに職員となった者の職務の級）

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定めるところにより決定する。

2 第16条の規定に掲げる者から職員となった者又は第17条第一号若しくは第二号に規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

（新たに職員となった者の号給）

第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給

ロ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給

二 初任給基準表の職種欄若しくは試験等欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

運用 ① この条の第1項第一号の規定の適用に当たって用いられる初任給基準表に定める号給には、第13条の規定による号給が含まれる。

② この条の第1項第一号ロの「前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員」とは、新たに職員となった者の決定さ

れた職務の級の号給がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定められていない職員をいい、例えば一般職本給表（一）初任給基準表の試験等欄「その他」の区分の適用を受ける職員であってその職務の級が2級以上であるもの等がこれに該当する。

- ③ この条の第1項第一号ロの「第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給」とは、初任給基準表のその者に適用される区分に対応する初任給欄の号給を昇格又は降格の日の前日に受けていたものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる昇格後の号給又は降格後の号給をいう。なお、これらの規定の適用については、昇格したものとされる職務の級が2級以上上位の職務の級である場合においても同様とする。
- ④ この条の第1項第二号の「初任給基準表の職種欄若しくは試験等欄にその者に適用される区分の定めのない職員」とは、例えば教育研究職本給表の教授等をいい、また、「その者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員」とは、例えば助手又は助教として採用される職員で、「大学卒」の区分に達しない学歴免許等の資格のみを有するもの等をいう。

（初任給基準表の適用方法）

第12条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験等欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験等欄の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において次に掲げる場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

一 一般職本給表（二）初任給基準表の備考第2項に規定する場合

二 看護職本給表初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合（学歴免許等の資格による号給の調整）

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

運用 ① 「同欄の号給とすることができる」とは、初任給基準表の初任給欄に定める号給を同項の規定による号給に読み替えることができるという趣旨である。

- ② この条の規定は、初任給基準表の備考において第14条第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている職員に対しても適用される。ただし、一般職本給表（二）初任給基準表の備考第5項の規定の適用を受けた職員に対しては、同表の備考第6項の規定によりこの条の規定は適用しないこととする。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第二号又は第四号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して学長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表8に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で別に定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

一 第5条第2項第一号に掲げる者 その者に適用される初任給基準表の試験等欄に対応する学歴免許等欄の資格(前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 第5条第2項第二号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条の規定の適用を受ける者等で別に定めるものにあつては、別に定めるところにより得られる経験年数)

三 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

四 第一号及び第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか第6条から第8条までの規定を準用する。

運用 ① 第13条の規定による号給の調整にあたり調整の対象とならなかった1年未満の端数は、この条の第1項各号に定める経験年数として取り扱うことができる。

② この条の第2項に規定する者の経験年数の算定に当たっては、第13条の規定による加える年数から除外された1年未満の端数は、同条の規定の適用を受けるものとした場合にその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数として取り扱うことができる。

③ この条の規定による調整にあたり、12月で除すこととされる経験年数の月数のうち12月に満たない端数の月数（⑦において「端数の月数」という。）は、18月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる。

④ この条の第1項各号に定める経験年数の算定に当たっては、この条の第3項の規定により、第6条第2項の規定に準じて職員として同種の職務に従事した年数以外の年数を経験年数に換算することができる。また、第13条の規定の適用を受ける者及びこの条の第2項に規定する者を除き、第7条の規定に準じてその者の経験年数を調整するものとする。

なお、初任給基準表の備考にこの条の第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている次に掲げる規定の適用を受ける職員の経験年数については、それぞれの定めるところによる。

(1) 一般職本給表（二）初任給基準表の備考第2項及び第6項の規定

(2) 看護職本給表初任給基準表の備考第2項の規定

⑤ この条の第1項第二号の「別に定めるもの」は、第5条第2項第二号に該当する者のうち、第13条の規定の適用を受ける者で基準号給が職務の級の最低の号給以外の号給であるものとし、「別に定めるところにより得られる経験年数」は、第13条の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数とする。

⑥ この条の第1項の「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって別に定めるもの」は、次に掲げる職務であって学長が業務に特に有用であると認めるものとする。

(1) その者の職務と同種の職務（職員として在職したものに限る。）

(2) (1)に掲げる職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務

⑦ この条の第1項の「別に定める者」は次に掲げる者とし、同項の「別に定める数」は当該者の区分に応じ次に定める数とする。

(1) この条の規定による調整にあたりその者の経験年数の月数のすべてを12月で除すこととされる者（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条に掲げる職員となった者を除く。）で端数の月数が9月以上となるもののうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるもの 3

(2) (1)に掲げる者に準ずる者としてあらかじめ学長の承認を得たもの 学長の定める数

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験等欄より初任給の号給が下位である試験等欄（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつ

て、その者の号給とすることができる。

運用 一般職本給表（二）初任給基準表の適用を受ける職員については、同表の備考第7項の規定によりこの条の規定は適用されない。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第16条 国家公務員から人事交流等により引き続いて職員となった者の第10条の規定により決定された職務の級における号給は、職員となった日にその者が国家公務員であったものとした場合に国家公務員として受けることとなる号給（以下「基礎額」という。）

（一般職本給表（一）（二）の適用を受けることとなる者にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号。以下「給与法」という。）における行政職俸給表（一）（二）、教育研究職本給表の適用を受けることとなる者にあつては給与法における教育職俸給表（一）、看護職本給表の適用を受けることとなる者にあつては給与法における医療職俸給表（三）に限る。）と同じ額の号給とする。

2 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給は、当該職員となった日にその者が大学の職員であったものとした場合に大学の職員として受けることとなる号給とする。

ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、異動前に受けていた号給等を基礎として、その者の号給を決定することができる。また、交流元の機関において行われた特別な昇給が、大学の第31条又は第32条に規定する昇給と同一の制度であり、かつその運用も同様である場合には考慮することができる。

一 国家公務員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）

二 国立大学法人（独立行政法人等を含む。）に勤務する者

三 地方公務員

四 公庫に勤務する者

五 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

六 学長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

3 大学から人事交流等により、転籍し、引き続いて次に掲げる者となり、かつ、引き続き在職した後引き続いて再び大学の職員となった者の号給については、当該転籍がなく継続して職員であったものとして、当該転籍の直前に受けていた号給（当該転籍の日が平成18年3月31日以前である者にあつては、その直前に受けていた号給又は本給月額及び当該号給又は本給月額に係る次期昇給予定の時期）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が再び職員となった日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定できる。この場合において、その者が当該転籍の直前に適用されていた本給表と異なる本給表を適用される職員となったときは、当該転籍の直前に再び職員となった日に適用を受ける本給表への異動があつたものとして取り扱うものとする。また、交流先において行われた特別な昇給が、大学の第31条又は第32条に規定する昇給と同一の制度であり、かつその運用も同様である場合には考慮することができる。

一 国家公務員

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

三 国立大学法人（独立行政法人等を含む。）に勤務する者



#### 四 地方公務員

五 公庫、公団等の職員（沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

4 次に掲げる者から人事交流等以外により引き続いて職員となった者の号給は、学長に承認を得た場合に限り、当該職員となった日にその者が大学の職員であったものとした場合に大学の職員として受けることとなる号給とする。ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、異動直前で受けていた号給等を基礎として、その者の号給を決定することができる。また、異動前において行われた特別な昇給が、大学の第31条又は第32条に規定する昇給と同一の制度であり、かつ、その運用も同様である場合には考慮することができる。

一 前項第一号及び第三号に掲げる職員

二 学長が前号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合等の号給）

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

一 極めて専門的な知識・経験を有する者をもってあてる必要のある教育研究職員に採用しようとする場合

二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合

#### 第5章 昇格及び降格

（昇格）

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しており、かつ、勤務成績が良好である者についてその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合には、その者の勤務成績が良好であることがあきらかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、必要経験年数を満たしている場合のみ、この限りでない。

運用 ① この条の第2項の勤務成績の判定は、昇格させようとする職員が現に属する職務の級（当該職務の級について給与規程附則第2項の規定の適用を受けた職

員にあっては、同項に規定する旧級を含む。)に在級した期間の全期間におけるその者の勤務成績を総合的に判断して行うものとする。

- ② この条の第2項の勤務成績の判定に当たっては、前項の規定によるほか、その者を昇格させようとする日を昇給日とみなした場合に第28条運用①(1)、(3)若しくは(4)又は②(1)から(3)に掲げる職員に該当することとなる職員については、その者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うものとする。ただし、その者の勤務成績を総合的に判断した場合にその者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うことが著しく不適當であると認められるときは、学長は、別段の取扱いをすることができる。

なお、その者を昇格させようとする日を昇給日とみなした場合に同条運用①(2)に掲げる職員に該当することとなる職員については、当該事実の勤務成績に及ぼす影響の程度を考慮し、その者の勤務成績を総合的に判断するものとする。

- ③ この条の第4項に規定するその者の在級していた年数の計算については、民法の規定による期間計算の例によるものとする。
- ④ 降格した職員(第23条第1項に規定する異動をしたことにより降格した職員を除く。)が昇格する場合におけるこの条の第4項の規定の適用に当たっては、その者が降格前の職務の級以上の職務の級に在職していた年数をその現に属する職務の級に在級している年数として取り扱うことができる。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項第一号の規定に該当することとなり、又は同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

運用 ① 「同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった」場合とは、教育研究職本給表級別資格基準表の職種欄の「助教及び助手」の区分の適用を受ける職員が同欄の「講師」の区分の適用を受けることとなった場合等をいう。

- ② 「上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合」には、単に職員の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に達した場合は含まれない。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が次に掲げる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第18条の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 一 就業規則第17条第1項第三号から第五号及び第八号のいずれかに該当して休職にされた職員が職務に復帰した場合
- 二 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は業務の遂行に重大なる支障を生じ、職員としてそのまま在職することが著しく困難となった場合

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前各項の規定にかかわらず、別に定める号給とする。

運用 ① この条の第2項の「1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱う」とは、現に属する職務の級より1級上位の職務の級に昇格したものとした場合にこの条の第1項の規定により得られる号給を基礎として、さらにその1級上位の職務の級に順次昇格したものとしてこの条の第1項の規定を適用することをいう。

② この条の第3項の「初任給として受けるべき号給」とは、第11条、第13条から第15条まで又は第17条の規定により受けることとなる号給をいう。

③ この条の第4項の「別に定める号給」は、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。ただし、特別の事情によりこれにより難いと学長が認める職員については、別段の取扱いをすることができる。

(降格の場合の号給)

第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

(初任給基準又は本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第23条 職員を初任給基準又は本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合(初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務に異動させる場合を含む。)におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満

の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準又は本給表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、新たに職員となった日(国家公務員として在職していた者については国家公務員となった日及び免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した日)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給とする。ただし、新たに職員となったときの号給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者にあつては、別に定める基準に従い昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給とすることができる。

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第21条及び第22条の規定は、初任給基準を異にする異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

運用 ① この条の第1項の「免許等を必要とする職務」は、いわゆる免許を必要とする職務のほか、その職務に任用するに当たって任用上の資格等を必要とする職務を含むものとする。また、その免許等を取得した時が新たに職員となった時以前である者については、新たに職員となった時から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして同号の規定を適用するものとする。

② この条の第1項の規定により異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして昇格、昇給等の規定を適用する場合には、それぞれその在職していたとみなす時における、初任給、昇格、昇給等の基準の規定によるものとする。

③ この条の第2項「初任給として受けるべき号給」については、第21条運用②の例による。

## 第7章 昇給

(昇給日)

第25条 給与規程第12条第1項で別に定める日は、第30条又は第31条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第26条 給与規程第12条第1項の規定による昇給(第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。第28条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

運用 この条に規定する勤務成績の証明は、勤務評定記録書その他その者の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づいて行うものとする。

(一般職本給表(一)の7級以上の職員に相当する職員)

第27条 給与規程第12条第2項で別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- 二 看護職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの  
(昇給区分及び昇給の号給数)

第28条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第26条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第三号又は第四号に掲げる職員に該当するか否かの判断は別に定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
  - イ 勤務成績が極めて良好である職員 A
  - ロ イに掲げる職員以外の職員 B
- 二 勤務成績が良好である職員 C
- 三 勤務成績がやや良好でない職員 D
- 四 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第四号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

- 二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ学長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合に概ね合致していなければならない。

5 給与規程第12条第2項及び第3項の規定による昇給の号給数は昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第1項ただし書、若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(別に定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない

範囲で別に定める号給数) とする。

- 7 前2項の規定による号給数が零となる職員は昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、第4項の別に定める割合等を考慮して別に定める号給数を超えてはならない。

運用 ① 次に掲げる職員(運用②(1)から(3)までに掲げる職員を除く。)は、この条の第1項第三号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、(1)から(3)までに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第三号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適當であると認められるときは、学長は、同項第二号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

- (1) 基準期間(この条の第2項第一号に規定する基準期間をいう。以下同じ。)において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(運用②(1)に規定するものを除く。)を受けた職員
- (2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして学長があらかじめ指定するものを除く。)があった職員
- (3) 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。運用②(2)において同じ。)
- (4) 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

② 次に掲げる職員は、この条の第1項第四号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第四号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適當であると認められるときは、学長は、同項第二号又は同項第三号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

- (1) 基準期間において、停職の処分、減給の処分(運用①(1)に規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員
- (2) 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員

- (3) 運用①(4)に掲げる職員でその態様が著しいもの
- ③ 運用①(1)又は運用②(1)に掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。
- ④ この条の第2項各号の「別に定める事由」は次に掲げる事由とする。
- (1) 年次休暇
  - (2) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇
  - (3) 特別休暇
  - (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する規程第27条第1項第一号又は第三号から第五号までの職務専念義務免除期間
  - (5) 就業規則第17条第1項第三号から第五号まで又は第八号の規定による休職
  - (6) 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第2条の規定による育児休業
  - (7) 育児休業等規程第26条の規定による育児時間
  - (8) 国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程（以下「介護休業規程」という。）第2条の規定による介護休業
  - (9) 介護休業規程第10条の規定による介護部分休業
  - (10) 就業規則第17条第1項第六号（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）
  - (11) 就業規則第17条第1項第一号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職に限る。）
  - (12) 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇（連続する最初の2暦日に限る。）
  - (13) その他学長の認める事由
- ⑤ この条の第2項第一号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第二号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、勤務時間、休暇等に関する規程第10条に規定する休日を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑥ この条の第4項の「別に定める割合」は、Aの昇給区分に係るものにあつては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものにあつては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。
- (1) 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第27条各号に掲げる職員 Aの昇給区分に係る割合については1

00分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

(2) 次に掲げる職員((c)、(d)の職員にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して(a)の職員に相当するものに限る) 100分の20

(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)

(a) 一般職本給表(一)の適用を受ける職員で2級以下であるもの

(b) 一般職本給表(二)の適用を受ける職員で1級であるもの

(c) 教育研究職本給表の適用を受ける職員で2級以下であるもの

(d) 看護職本給表の適用を受ける職員で2級以下であるもの

⑦ この条の第6項の「別に定める職員」は、前年の昇給日後に、新たに職員となり初任給の号給を決定された職員又は第21条第3項、第24条第1項ただし書若しくは第33条の規定により号給を決定された職員であつて、当該号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号給数をこの条の第6項に規定する「相当する号給数」とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員とし、これらの職員についての「別に定める号給数」は、この条の第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号給数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める号給数とする。

⑧ 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。また、昇給日において職員を昇給させなかった場合又は職員の昇給区分をD若しくはEに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知するものとする。

## 第29条 削除

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第12条第1項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合

表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合  
退職の日

運用 ① この条の第一号の規定による昇給に関し、その対象となる研修、対象職員の範囲、実施方法その他必要な事項については、研修の目的、内容、成績判定の要領等を考慮して、学長が別に定める。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

② この条の第二号の規定による昇給に関し、その対象となる表彰又は顕彰、実



施方法その他必要な事項については、表彰事由、表彰者等（顕彰にあっては、これらに準じた事項）を考慮して、学長が別に定める。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

- ③ この条の第三号の規定による昇給の号給数は、2号給（退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員にあっては、1号給）とする。また、同号の「退職」は、職員退職手当規程第5条の規定に該当する退職をいうものとし、いわゆる普通退職等は含まないものとする。

（特別の場合の昇給）

第31条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、別に定める日に、給与規程第12条第1項の規定による昇給をさせることができる。

運用 ① この条の「別に定める日」は、次の(1)及び(2)に掲げる場合に依り、当該(1)及び(2)に定める日とする。

(1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 あらかじめ学長の承認を得て定める日

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第32条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

運用 この条の「職務の級の最高の号給を受ける職員」とは、各昇給日（第30条又は第31条に定めるところにより行う昇給については、当該規定に定める日）において現に当該号給を受けている職員をいう。

## 第8章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第33条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項又は第24条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その者の号給を別に定めるところにより、上位の号給に決定することができる。

運用 ① この条の「上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合」とは、職員が学歴免許等の資格その他職務の遂行に必要な免許等の資格を取得した場合をいい、単に職員の経験年数が上位の号給を初任給として受けることができる年数に達した場合を含まない。

- ② 「別に定めるところ」とは、別段の定めをした場合を除き、次の(1)又は(2)に定めるとおりとする。

(1) 職員が現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができるものとし、この場合の当該初任給として受けるべき号給については、第21条運用②の例による。

(2) 初任給基準表が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年

数調整表が改正された場合（これらの表の規定に基づくこの運用が改正された場合を含む。）で、改正後の当該基準の適用を受ける者との均衡上必要があると認められるときは、職員の号給を改正後の当該基準並びに第11条及び第13条の規定を適用したものとした場合に得られる号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第34条 休職にされた職員が復職し、若しくは育児休業、介護休業又は自己啓発等休業から復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項の規定による調整方法等については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 用語の定義 この項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

イ 昇給日 第25条に規定する昇給日をいう。

ロ 算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間をいう。

ハ 基準号給 休職等の期間の初日において受けていた号給をいう。

ニ 基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日）をいう。

ホ 調整期間 各算定期間における休職等の期間を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。

ヘ 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

二 調整要領について

イ 復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その前日）までの各算定期間に係るロの規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間に係るロに規定する調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。

ロ 調整数は、算定期間ごとに次のa及びbに定める数を合算して得た数とする。

a 当該算定期間に係る標準号給数（給与規程第12条第2項に規定するこの細則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいう。ハにおいて同じ。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得

た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。）の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数）

b 当該算定期間においてその者の受けた第30条又は第31条に定めるところによる昇給（基準日から休職等の日の初日までの期間におけるものを除く。）の号給数に相当する数

ハ 休職等の期間以外の勤務しなかった日数（第28条運用④に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。）が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間、停職、減給又は戒告処分があった算定期間、同条運用①(2)から(4)まで、又は同条運用②(2)若しくは(3)に掲げる特定職員に該当した算定期間等に係るロのaに定める数の算出に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実が該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とする。

ニ イの規定に関わらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については、復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。

### 三 昇格、降格、異動との関係について

イ 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第21条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整及び昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、aによる調整の過程において前号ロに規定する「合算して得られた数」に1未満の端数が生じたときは、これをbによる調整の過程における前号ロに規定する「合算して得た数」に合算することができる。

a 昇格の日を復職等の日とみなして、前号の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行う。

b aにより得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして第21条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前号の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を行う。

ロ 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第22条第1項に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、イに準じて取り扱う。

ハ 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に第23条第1項に規定する異動があった場合は、第24条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日の相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合においてイ又はロに該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

### 四 期間計算について

イ 休職等の期間は暦に従って月及び日を単位として計算し、それぞれの換算率を乗じて調整期間を算出する。

ロ 換算により生じた2分の1月は15日、3分の1は10日として取扱い、各期間の1月未満の部分を含算するときは、30日をもって1月とする。

五 復職時調整の計算過程等について

復職時調整については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

六 平成18年4月1日から同年12月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整の特例

平成18年4月1日から同年12月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整については、同年4月1日から同年12月31日までの期間を算定期間と、同年4月1日を基準日として第二号の規定を適用する。

七 給与規程（平成23年4月1日施行）附則第2項の規定により号給を1号給上位の号給とされた職員等に係る復職時調整の特例

イ 給与規程（平成23年4月1日施行）附則第2項の規定により号給を1号給上位の号給とされた職員（ロにおいて「調整対象職員」という。）の休職等の期間であって、その初日が平成22年1月1日から平成23年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第34条第2項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準号給の号数」とあるのは、「基準号給の号数に1を加えて得た数」とする。

ロ 調整対象職員又はこの号の規定の適用がないものとした場合の復職時調整において調整された号給の号数が、平成21年1月1日から同年12月31日までの期間に係る第34条第2項第二号ロに規定する調整数について同号ロに規定する標準号給数が4（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第27条各号に掲げる職員にあつては、3）であったものとして調整された号給の号数を下回ることとなる職員（平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であつて、その一部又は全部が平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間にあるものに係る平成23年4月1日以後の復職時調整における第34条第2項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「号数」とあるのは「号数（当該標準号給数の号数に1を加えて得た数）」と、同号ハの規定の適用については、同号ハ中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）に1を加えて得た数」とする。

八 給与規程（平成30年4月1日施行）附則第2項の規定により号給を1号給上位の号給とされた職員等に係る復職時調整の特例

イ 給与規程（平成30年4月1日施行）附則第2項の規定により号給を1号給上位の号給とされた職員（次号において「平成30年調整対象職員」という。）の休職等の期間であつて、その初日が平成26年10月1日から平成30年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第2項第二号イの規定の適用については、同号中「基準号給の号数」とあるのは、「基準号給の号数

に1を加えて得た数」とする。

ロ 平成30年調整対象職員又はこの項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号給の号数が、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間に係る第2項第二号ロに規定する調整数について標準号給数の号数及び号給数に相当する数並びに同項第2号ハに規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号給の号数を下回ることとなる職員（平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間にあるものに係る平成30年4月1日以後の復職時調整における第2項の規定の適用については、同項第二号ロ中「号数」とあるのは「号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該標準号給数の号数に1を加えて得た数）」と、「相当する数」とあるのは「相当する数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該相当する数に1を加えて得た数）」と、同項第二号ハ中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合（当該号数が0となる場合を除く。）にあつては、当該号数に1を加えて得た数）」とする。この場合において、当該休職等の期間が第7号ロの規定の適用を受ける休職等の期間にも該当するときは、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第2項第二号ロに規定する調整数については、第7号ロの規定の例により算定した調整数とする。

（指定職本給表の適用）

第35条 給与規程第5条第3項第五号の規定による職員の号給は、次の各号に掲げるその者の占める職に対応する号給の額とする。

一 学長が別に定める職 学長が別に定める号給

（指定職本給表から異動した職員の号給）

第36条 指定職本給表の適用を受ける教授から教育研究職本給表の適用を受ける教授に異動した場合の号給等の決定について、指定職本給表への異動の直前において教育研究職本給表の適用を受けていたことのある職員の号給については、指定職本給表への異動がなく引き続き教育研究職本給表の適用を受けていたものとして、指定職本給表への異動の直前に受けていた号給を基準とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇給、本給の切替え等の規定を適用して再計算した場合に、その者が異動の日に受けることとなる号給の範囲内で決定する。

（本給の訂正）

第37条 職員の本給の決定に誤りがあり、学長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第9章 雑 則

（この細則により難い場合の措置）

第38条 この細則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関する取扱いにつ

いては、必要に応じ、学長が国家公務員等の例に準じてその都度定める。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年改正給与規程附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 平成18年改正給与規程附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(当該職務の級を一般職本給表(一)の10級に定められた職員を除く。次項及び第4項において「改正給与規程附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の細則(以下「新細則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- 一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が一般職本給表(一)の2級若しくは5級、一般職本給表(二)の4級であった職員

旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正給与規程附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた級(以下この項において「旧級」という。)が、一般職本給表(一)の2級若しくは5級、一般職本給表(二)の4級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに平成18年改正給与規程附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同規程附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(改正給与規程附則第2項適用職員の切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 改正給与規程附則第2項適用職員のうち、切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第21条又は第22条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 5 削除

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における第28条1項、第3項第一号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(給与

規程第12条第3項の規定を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第一号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第21条第3項、第24条第1項但書若しくは第33条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第21条第3項、第24条第1項但書若しくは第33条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（給与規程第12条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」とする。

（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等）

- 8 平成19年1月1日において、特定職員（第28条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を給与規程第12条第1項の規定による昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に第21条第3項、第24条第1項但書若しくは第33条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（別に定める一般職員にあっては、別に定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 給与規程第12条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次項第三号に掲げる一般職員（給与規程第12条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの

- 9 一般職員の基準号給数は、第26条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（給与規程第12条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）

二 勤務成績が良好である一般職員 4号給

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

- 10 別に定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他別に定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第8項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は第23条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 12 附則第9項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、別に定める号給数を超えてはならない。

附 則

この細則は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。  
（初任給に関する経過措置の変更）
- 2 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下「特定職員」という。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあつては、同年の10月1日）以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。  
（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例の変更）
- 3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第28条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

附 則



この細則は、平成19年12月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、別表第9（第34条の表）の改正規定は同年8月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

（初任給に関する経過措置）

- 2 本細則（平成19年4月1日施行）附則第2項を次のとおり改正する。

平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

- 3 給与規程（平成23年4月1日施行）附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における給与規程第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に本給表適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員を除く。）

- 二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が第28条第6項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であつて、当該期間割昇給号給数と、本細則（平成19年4月1日施行）附則第3項の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくな

るもの（次号及び次項第三号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。次項第三号イ及びロにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四 前号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

4 給与規程（平成23年4月1日施行）附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、調整対象昇給日に給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となったものであって、かつ、本細則（平成19年4月1日施行）附則第3項により号給を決定され、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き第16条第2項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる職員になったものであって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び別に定める職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、本細則（平成19年4月1日施行）附則第3項の規定により号給を決定され、かつ、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年4月1日）前となる職員

四 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業等規程第4条の規定により育児休業をしていた期間、自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するにいたったもののうち、別に定める職員

五 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の

#### 承認を得て定める職員

- 運用 ① この項の第二号の「別に定めるもの」は、第16条の定めるところにより号給を決定された職員であって、同条第3項の規定により再計算した場合に、調整対象昇給日において受け取ることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でないこととなるものとする。
- ② この項の第三号イの「別に定める職員」は、第24条第1項の規定及び同項の規定の例により再計算した場合において、当該調整対象昇給日において昇給しないこととなる職員とする。
- ③ この項の第四号の「別に定める職員」は、当該復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は同日後の最初の昇給日（第25条に規定する昇給日をいう。）において第34条の定めるところにより号給を調整された職員であって、当該調整された号給の号数が、平成21年1月1日から同年12月31日までの期間に係る同条第2項第二号ロに規定する調整数について同号に規定する標準号給数の号数及び同号ハに規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして第34条の定めるところにより調整された号給の号数を下回ることとなる職員とする。

#### 附 則

この細則は、平成23年7月20日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成24年3月27日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

（初任給に関する経過措置）

- 2 本細則（平成19年4月1日）附則第2項を次のとおり改正する。

平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- 二 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者(次号及び第四号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- 三 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
- 四 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

- 2 本細則(平成19年4月1日)附則第2項を次のとおり改正する。

平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数 の号給とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- 二 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者(次号及び第四号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- 三 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において39歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
- 四 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者

平成19年1月1日

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

2 本細則(平成19年4月1日)附則第2項を次のとおり改正する。

平成26年4月1日(以下この項において「調整日」という。)以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者(同日において38歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(当該遡った日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

二 調整日において46歳に満たない職員(次号及び第四号に掲げる職員を除く。)

平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

三 調整日において45歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

四 調整日において40歳に満たない職員 平成19年1月1日

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は職員給与規程(平成24年4月1日)附則第3項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号給が改正前の細則

の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(平成27年1月1日における職員の昇給の号給数等)

- 4 平成27年1月1日における職員の昇給に関する第28条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負になるときは、零)」とする。

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成27年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員になった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(当該遡った日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

一 次号から第五号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年

二 平成26年4月1日(以下この項において「基準日」という。)において46歳に満たない職員(次号から第五号までに掲げる職員を除く。) 平成19年から平成21年まで及び平成27年

三 基準日において45歳に満たない職員(次号及び第五号に掲げる職員を除く。) 平成19年、平成20年及び平成27年

四 基準日において40歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年及び平成27年

五 基準日において38歳に満たない職員 平成27年

- 6 本細則(平成19年4月1日)附則第2項を次のとおり改正する。

平成26年12月1日から平成26年12月31日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる

者（平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において38歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

二 調整日において46歳に満たない職員（次号及び第四号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

三 調整日において45歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

四 調整日において40歳に満たない職員 平成19年1月1日

#### 附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前（平成18年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び第24条の規定に基づき号給を決定された職員であって当該号給を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の切替日における号給については、給与規程（平成27年4月1日施行）附則第2項の規定に基づき、第4項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

3 給与規程（平成27年4月1日施行）附則第2項の「別に定めるこれに準ずる職員」は、切替日前において第16条又は第17条の規定に基づき号給を決定された職員のうち、当該号給を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とする。

4 切替日前の異動者の号給の調整については、以下のとおりとする。

一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号給が切替日における号給より有利な職員については、当該決定されることとなる号給をもって、その者の切替日における号給とすることができる。この場合において、調整の際の第21条の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。）がないものとした場合にその者が切替日

に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなす。

イ 切替日前において昇格をした職員（当該昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。以下同じ。）が切替日に行われたものとした場合

ロ 第2項に規定する職員（イに掲げる職員を除く。）その者の前2項に規定する各条の規定に基づく号給の決定が切替日に行われたものとし、かつ、その号給を決定する際の計算の過程における昇格が切替日に行われたものとした場合

二 切替日前における昇格（前2項に規定する計算の過程における切替日前の昇格を含む。）が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「切替日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の本細則の規定を適用した後切替日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。

三 前2号の規定に該当する職員のうち、切替日前における号給の決定について個別に学長の承認を得て決定された職員にあっては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得てその者の切替日における号給を決定することができる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 平成27年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 平成28年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由に



よりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの細則第28条運用④(6)及び(8)の規定は、この細則の施行の日以後の育児休業又は介護休業の期間について適用し、同日前の育児休業又は介護休業の期間については、なお従前の例による。
- 3 改正後のこの細則別表第9の規定は、この細則の施行の日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成29年4月1日（以下「施行日」という。）の第5条、別表第2、別表第6の改正に伴い、施行日の前日から引き続き在職する一般職本給表（一）の適用を受ける職員のうち本学独自選考により採用された者の施行日における号給については、当該職員が本学に採用となった日に改正後の第5条の規定の適用があるものとした場合に受けることとなる号給を基礎として、その者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給の規定を適用して再計算した場合に得られる号給が、改正前の規定による施行日の号給を超えることとなる場合には、その号給とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡

上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

- 2 本細則平成26年12月1日施行附則第5項を次のとおり改正する。

平成30年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者（調整日において37歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員になった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第27条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

一 次号から第五号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年

二 調整日において50歳に満たない職員（次号から第五号までに掲げる職員を除く。）  
平成19年から平成21年まで及び平成27年

三 調整日において49歳に満たない職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）  
平成19年、平成20年及び平成27年

四 調整日において44歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年  
及び平成27年

五 調整日において42歳に満たない職員 平成27年

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 3 給与規程（平成30年4月1日施行）附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成27年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）に受けていた号給と、本細則（平成26年12月1日施行）附則第5項の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号給とが等しくなる職員（調整対象昇給日から平成30年4月1日（以下「調整日」という。）までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等（本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別表第6

に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をすることをいう。以下同じ。)をした職員を除く。)

二 調整対象昇給日から調整日の前日までの間(以下「特定期間」という。)に上位資格取得等決定(第21条第3項、第24条第2項又は第33条の規定により号給を決定されることをいう。以下同じ。)をされた職員(上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員を除く。)のうち、次に掲げるもの

イ 第21条第3項又は第24条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、附則第2項による改正前の本細則(平成26年12月1日施行)附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日(同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)以後となる職員

ロ 第33条の規定により号給を決定された職員であって、33条運用②(1)の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、附則第2条による改正前の本細則(平成26年12月1日施行)附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日(同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)以後となるもの

三 特定期間における本給表異動等をした職員のうち、調整対象昇給日の前日に本給表異動等があったものとした場合(特定期間に本給表異動等を二回以上したときは、同日にこれらの本給表異動等が順次あったものとした場合。次項第四号イにおいて同じ。)に前二号に掲げる職員に該当することとなるもの(次に掲げる職員を除く。)

イ 本給表異動等(特定期間に本給表異動等を二回以上したときは、直近の本給表異動等をいう。以下「特定本給表異動等」という。)をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員

ロ 特定休職等(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間において、休職にされ、休暇のため引き続いて勤務せず、国立大学法人電気通信大学就業規則第31条の規定により育児休業をし、同第32条の規定により介護休業をし、又は同第32条の2の規定により自己啓発等休業をしていたことをいう。)をした職員(調整対象昇給日の翌日から特定本給表異動等をした日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。)

四 特定休職等をした職員(特定期間に上位資格取得等決定をされた職員を除く)のうち平成27年1月1日において第28条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、特定休職等をした期間にかかる第34条による号給の調整ができた日のうち調整日に最も近い日における号給(特定休職等をした期間にかかる第34条による号給の調整をされていない職員であって調整日において特定休職等をしているものにあつては、調整日の前日(以下「判定日」という。)に第34条の定めるところにより号給の調整をされたものとした場合の号給とする。以下この号において同じ。)の号数を、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間にかかる第34条第2項第二号ロに規定する調整数について同号ロに規定する標準号給数の号数及び

号給数に相当する数並びに同号ハに規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとした場合の判定日における号給の号数から減じた数（以下「復職時調整抑制数」という。）が0となるもの

五 調整日に、上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をした職員

六 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

4 給与規程（平成30年4月1日）附則第2項の昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、調整対象昇給日に給与規程第12条の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 特定期間に新たに職員となった者のうち、附則第2項による改正前の本細則（平成26年12月1日施行）附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をした職員を除く。）

二 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）のうち、次に掲げるもの  
イ 第21条第3項又は第24条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、附則第2条による改正前の本細則（平成26年12月1日施行）附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）前となる職員

ロ 第33条の規定により号給を決定された職員であって、33条運用②(1)の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、附則第2条による改正前の本細則（平成26年12月1日施行）附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）前となるもの

三 特定期間における本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの（前項第3号イ及びロに掲げる職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、調整対象昇給日の前日に本給表異動等があつたものとした場合に、給与規程（平成30年4月1日）附則第2項に規定する昇給抑制職員又は前号若しくは次号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等異動をした職員を除く。）であつて、当該新たに職員となった日から特定本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

四 調整対象昇給日において第28条及び本細則（平成26年12月1日施行）附則第

5 項の規定により昇給しないこととなった職員であって、調整対象昇給日に受けていた号給と同条又は同項の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号給とが異なるもの（次に掲げる職員を除く。）

イ 調整日に人事交流等異動をした職員

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をした職員

ハ 特定休職等をした職員のうち、調整対象昇給日において第28条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、復職時調整抑制数が0となるもの

五 特定休職等をした職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、調整対象昇給日において第28条の規定によりD若しくはEの昇給区分に決定された職員又は昇給区分を決定されなかった職員であって、復職時調整抑制数が1となるもの

イ 調整日に人事交流等異動をし、又は本給表異動等をした職員

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員

ハ 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長の承認を得て定める職員

5 特別の事情により前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長の承認を得て、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。

3 この細則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

イ 一般職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 学術技師の職務
3級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する学術技師の職務
4級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を分掌する係の長の職務 3 主任学術技師の職務 4 特に困難な業務を分掌する学術技師の職務
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 統括学術技師の職務 4 副統括学術技師の職務 5 困難な業務を分掌する主任学術技師の職務
6級	1 困難な業務を所掌する課の長の職務 2 困難な業務を所掌する統括学術技師の職務
7級	部長の職務
8級	1 事務局長の職務 2 重要な業務を所掌する部の長の職務
9級	1 高度の知識経験に基づき重要な業務を行う事務局長の職務 2 特に重要な業務を所掌する部の長の職務
10級	別に定める

備考

この表において「係長」、「課長補佐」、「課長」及び「部長」とはこれらに相当する職務を含む。

ロ 一般職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 2 調理等の家政的業務を行う職員（以下「家政職員」という。）の職務 3 自動車運転手の職務 4 守衛又は巡視の職務 5 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 5 特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	1 高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 2 数名の家政職員を直接指揮監督する主任又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困

	難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務
4級	1 多数の家政職員を直接指揮監督する主任の職務 2 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 3 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
5級	別に定める

ハ 教育研究職本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	別に定める
2級	助教及び助手の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務
6級	別に定める

ニ 看護職本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	保健師又は看護師の職務
3級	別に定める
4級	別に定める
5級	別に定める
6級	別に定める
7級	別に定める

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

イ 一般職本給表（一）級別資格基準表

試験等	学歴 免許等	職務の級												
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級			
正 規 の 試 験	国立大学法人等 職員採用試験	大学卒	0	3	7	11	13	15	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	I 種	大学卒	0	3	7	11	13	15	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	II 種	大学卒	0	3	7	11	13	15	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	III 種	高校卒	0	8	12	16	18	20	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	A 種	大学卒	0	3	7	11	13	15	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	B 種	短大卒	0	6	10	14	16	18	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
選 考		大学卒	0	3	7	11	13	15	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
		短大卒	0	6	10	14	16	18	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
		高校卒	0	8	12	16	18	20	2	2	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める

	中学卒		9	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定	別に定
		3	12	16	20	22	24	める	める	める	める
その他	中学卒		9	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定	別に定
		3	12	16	20	22	24	める	める	める	める

備考

試験等欄の各区分の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 正規の試験 国立大学法人等職員採用試験及び人事院規則8—18（採用試験）の規定による試験をいう。
- 二 I種 国家公務員採用I種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 三 II種 国家公務員採用II種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 四 III種 国家公務員採用III種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 五 A種 国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 六 B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 七 選考 本学独自で行われる選考試験をいう。

ロ 一般職本給表（二）級別資格基準表

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技能職員	高校卒		6	別に定	別に定	別に定
		0	6	める	める	める
	中学卒		9	別に定	別に定	別に定
		0	9	める	める	める
労務職員 (甲)	中学卒		別に定	別に定	別に定	
		0	める	める	める	
労務職員 (乙)	中学卒		別に定	別に定		
		0	める	める		

備考

- 1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。
  - 一 技能職員
    - (1) 機械工作工、電工（(4)に掲げる者を除く。）、大工、印刷工、製図工、ガラス工等物の製作、修理、加工等の業務に従事する者
    - (2) 調理師等家政的業務に従事する者
    - (3) 自動車運転手
    - (4) 建設機械操作手、ボイラー技士、電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う者に限る。）、溶接工等機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
    - (5) 上記の(1)から(4)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者
  - 二 労務職員（甲） 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者
  - 三 労務職員（乙） 用務員、労務作業員等の労務に従事する者
- 2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。



- 一 前項第一号の(3)に掲げる者
  - 二 前項第一号の(4)に掲げる者
- 3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ハ 教育研究職本給表級別資格基準表

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
教 授	大学卒			0	3 9	別に定 める	別に定 める
	短大卒			0	3 12	別に定 める	別に定 める
准 教 授	大学卒		0	6 6	3 9		
	短大卒		0	6 9	3 12		
講 師	大学卒		0	6 6			
	短大卒		0	6 9			
助教及び 助手	大学卒		0				
	短大卒	0	2.5 2.5				

ニ 看護職本給表級別資格基準表

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
保 健 師 看 護 師	大 学 卒		0	5 5	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	短 大 卒		0	7 7	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
准看護師	准看護師 養成所卒	0						

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻 科卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

別表第4 経験年数換算表 (第6条関係)

経 歴		換 算 率
国又は国立大学法人等の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
民間企業、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{80}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{50}{100}$ 以下

別表第5 修学年数調整表 (第7条関係)

学 歴 区 分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める基準学歴区分欄の年数は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について学長が別段の定めをした職員については、学長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

イ 一般職本給表（一）初任給基準表

試験等	学歴免許等	初任給
正規の試験	国立大学法人等職員採用試験	1級25号給
	I種	2級1号給
	II種	1級25号給
	III種	1級5号給
	A種	1級26号給
	B種	1級15号給
選考	大 学 卒	1級25号給
	短 大 卒	1級15号給
	高 校 卒	1級5号給
その他	高 校 卒	1級1号給

ロ 一般職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給
労務職員（甲）		1級17号給から1級49号給まで
労務職員（乙）		1級1号給から1級29号給まで

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号

給が、同欄の号給として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職 種	経験年数	初 任 給
労務職員 (甲)	11年以上 20年未満	1級53号給から1級73号給まで
	20年以上	1級77号給から1級81号給まで
労務職員 (乙)	8年以上 14年未満	1級33号給から1級45号給まで
	14年以上	1級49号給から1級57号給まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号給が「1級1号給から1級33号給まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職 種	経験年数	初 任 給
労務職員 (乙)	9年以上 18年未満	1級37号給から1級57号給まで
	18年以上	1級61号給から1級69号給まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号に掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級17号給から1級29号給までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、この表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。
- 6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。
- 7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

#### ハ 教育研究職本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	2級13号給
	大学卒	2級1号給
	別に定め	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）

る	博士課程修了	1 給 4 3 号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学 6 卒	1 級 2 5 号給
	大学卒	1 級 1 3 号給
	短大卒	1 級 1 号給

## ニ 看護職本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2 級 1 1 号給
	短大 3 卒	2 級 5 号給
看 護 師	短大 3 卒	2 級 5 号給
	短大 2 卒	2 級 1 号給
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号給

### 備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第 2 の看護職本給表級別資格基準表の備考第 1 項に定めるところによる。
- この表の適用を受ける職員に第 1 4 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第 2 の看護職本給表級別資格基準表の備考第 2 項の規定を準用する。
- 准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 2 1 条第 3 号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては 2 級 1 3 号給、「短大 2 卒」にあつては 2 級 9 号給とする。

別表第7 昇格時号給対応表(第21条関係)  
 イ 一般職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	37	51	52	69	51	33			
83	38	51	52	69	51	34			
84	38	51	52	69	51	34			
85	39	52	53	69	51	35			
86	39	52	53	70	51				
87	40	52	53	70	51				
88	40	52	53	70	51				
89	41	53	54	71	52				
90	41	53	54	72	52				
91	42	53	54	73	52				
92	42	53	54	74	52				
93	43	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							



昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

ロ 一般職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	66	73	
110	58	66	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	67	75	
114	59	67	75	
115	60	67	76	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
116	60	68	76	
117	61	68	76	
118	61	68	76	
119	62	68	76	
120	62	68	76	
121	63	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

ハ 教育研究職本給表 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	2	10	1	1
23	7	3	11	1	1
24	8	4	12	1	1
25	9	5	13	1	1
26	10	6	14	1	1
27	11	7	15	1	1
28	12	8	16	1	1
29	13	9	17	1	1
30	14	10	18	2	1
31	15	11	19	3	1
32	16	12	20	4	1
33	17	13	21	5	1
34	18	14	22	6	1
35	19	15	23	7	1
36	20	16	24	8	1
37	21	17	25	9	1
38	22	18	26	10	1
39	23	19	27	11	1
40	24	20	28	12	1
41	25	21	29	13	1
42	25	22	30	14	1
43	26	23	31	15	1
44	26	24	32	16	1
45	27	25	33	17	1
46	27	26	34	18	1
47	28	27	35	19	1
48	28	28	36	20	1
49	29	29	37	21	1
50	29	30	38	21	1
51	29	31	39	21	1
52	30	32	40	22	1
53	30	33	41	22	1
54	30	33	41	22	1
55	31	33	42	23	1
56	31	34	42	23	1
57	31	34	43	23	1

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
58	32	34	43	24	2
59	32	35	44	24	3
60	32	35	44	24	4
61	33	35	45	25	5
62	33	36	46	25	6
63	33	36	47	26	7
64	34	36	48	26	8
65	34	37	49	27	9
66	34	37	50	27	9
67	35	38	51	28	10
68	35	38	52	28	10
69	35	39	53	29	11
70	36	39	54	29	11
71	36	40	55	30	12
72	36	40	56	30	12
73	37	41	57	31	13
74	37	41	57	31	13
75	38	42	58	32	13
76	38	42	58	32	14
77	39	43	59	33	14
78	39	43	59	33	14
79	40	44	60	33	15
80	40	44	60	33	15
81	41	45	61	33	15
82	41	45	61	34	
83	41	45	62	34	
84	42	46	62	34	
85	42	46	63	34	
86	42	46	63	34	
87	43	47	64	34	
88	43	47	64	34	
89	43	47	65	35	
90	44	48	65	35	
91	44	48	65	35	
92	44	48	66	35	
93	45	49	66	35	
94	45	49	66	35	
95	45	49	67	35	
96	45	49	67	36	
97	46	50	67	36	
98	46	50	68	36	
99	46	50	68	36	
100	46	50	68	36	
101	47	51	68	36	
102	47	51	68		
103	47	51	68		
104	47	51	68		
105	48	52	68		
106	48	52	68		
107	48	52	68		
108	48	52	68		
109	49	53	68		
110	49	53	68		
111	50	53	68		
112	50	54	68		
113	51	54	68		
114	51	54	68		
115	52	55	68		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
116	52	55	68		
117	53	55	68		
118	53	56			
119	53	56			
120	53	56			
121	54	57			
122	54	57			
123	54	57			
124	54	57			
125	55	57			
126	55	57			
127	55	57			
128	55	58			
129	56	58			
130	56	58			
131	56	58			
132	56	58			
133	57	58			
134	57	58			
135	57	59			
136	58	59			
137	58	59			
138	58	59			
139	59	59			
140	59	59			
141	59	59			
142	60				
143	60				
144	60				
145	61				
146	61				
147	61				
148	61				
149	62				
150	62				
151	62				
152	62				
153	63				
154	63				
155	63				
156	63				
157	64				

二 看護職本給表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37



昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	82	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
116	82	84	94			
117	83	85	95			
118	83	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	84	86	96			
122	84	86	96			
123	84	86	97			
124	84	86	97			
125	85	87	97			
126	85	87				
127	85	87				
128	86	87				
129	86	88				
130	86	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	87	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第8 昇給号給数表 (第28条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第27条各号に掲げる職員にあっては3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は給与規程第12条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第34条関係）

休職等の期間	換算率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究休職、共同研究休職及び役員兼業休職の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
我が国が加盟している国際機関等からの要請に基づいて派遣されたことによる休職の期間	
大学が必要と認め休職とされた期間	$\frac{2}{3}$ 以下 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; vertical-align: middle;">先行する休職が業務に基づくものまたは通勤による災害に係るものである場合にあっては <math>\frac{3}{3}</math> 以下</span>
労働組合業務に専従する休職の期間	$\frac{2}{3}$ 以下
結核性疾患による休職（休暇）の期間	$\frac{1}{2}$ 以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
育児休業の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
介護休業の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
自己啓発等休業の期間	職員としての職務に特に有用であると認められる修学のための休業又は国際貢献活動のための休業にあっては100分の100以下。それ以外の休業にあっては100分の50以下。

## 備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。